

北本市立小・中学校における
新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた熱中症予防等について

令和3年6月21日
令和4年5月20日（一部改訂）
北本市教育委員会

1 熱中症予防について

(1) 登下校時の対策（6月から9月末日を目安とする）

○日常生活同様に、原則マスクを着用させるが、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される時（熱中症警戒アラートや暑さ指数等を活用する）や息苦しさや気分が悪くなりそうな時には、人との十分な距離を保てる場合において、会話を控え、マスクを外してもよいことを指導する*。

○水分補給をする際には、安全な場所で立ち止まり、密集しないように適時適切に補給をすることについて指導する*。

○必要に応じて、冷却タオル（ネッククーラー）や直射日光を回避するための帽子や日傘（雨傘）などの使用を認める*。

○背中に熱のこもりやすい小学校のランドセル、中学校の背負いカバンではなく、通気性のあるリュックサック類や肩掛けカバン（中学校ではサブバック）で登校をしてもよい。また、毎日の持ち帰り荷物を極力減らす*（家庭学習に必要なもののみを持ち帰らせるなど）。

*自ら判断することが難しい年齢層の子供に対しては、暑い日にはマスクを外すよう、積極的に声をかける。

*児童生徒自身の判断でも適切に対応できるように指導する。

*上記情報は必要に応じて学校便りやHP、メールなどで保護者に周知する。

*タブレット端末（約2kg）の持ち帰りもあるので極力配慮する。

(2) 体育授業時・部活動時・校外での活動時の対策

- 授業や活動前に運動場や体育館などの活動場所で暑さ指数を測定し、対応を適切に判断（暑さ指数が 28 度以上の場合は激しい運動は中止、31 度以上の場合は原則運動中止）する。
 - 体育授業時や部活動時は、マスクを外してもよい*ことを指導する。
 - 体育館など屋内で活動を実施する場合には、呼気が激しくなる運動は避ける。
 - 環境条件や児童生徒の体調に応じた運動強度を心がける。また、なるべく涼しい時間帯での活動にしたり、休憩を頻繁に入れたり（最低でも 30 分に 1 回は休憩を入れる）するなど運動量の調整を図る。
 - 校外での活動時に人との十分な距離を保って活動をする場合において、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断される時には、会話を控え、マスクを外してもよいことを指導する。
 - 暑い時期には、こまめな水分補給を徹底する。特に、運動前の水分補給や、のどが渇く前の水分補給を心がける。
 - 夏季休業中の部活動については、熱中症対策の観点から、「市方針」に準じた適切な休養日および活動時間の設定について厳守する。
- *屋外での体育・部活動・校外活動時にマスクを外したくない児童生徒や、マスクを着用させたい保護者がいる場合には、連絡帳などを通じて学校に連絡を入れさせる。

2 その他

- (1) 登下校時の対応については、6 月から 9 月末日までの対応としているが、学校の実態や気象状況に応じ、その時期以外での運用を認める。
- (2) 今後、国や県から新たな方針等が出された場合や地域の感染状況に変化があった場合は、内容を変更することがある。